

	組 番	氏名
--	-----	----

令和3年4月9日

教務部

※ このプリントは、保護者の方にも熟読してもらうようにしてください。

大阪府立和泉総合高等学校 全日制の課程 授業と学習に関する心得

1. 校時について

1年次の授業の校時は、右の表のようになっています。

(2年次以降は、すべて50分授業)

「朝学」では、基礎的なドリル学習やスケジュール管理の学習を行います(卒業に必要な単位に含まれます)。

a限からc限は、30分のモジュール授業で国語・数学・英語の授業が毎日あります。

短縮授業・定期考査時の校時は、別途連絡します。

なお、定期考査時は、通常授業と同じ時間帯で行うことが

できませんので、登校時刻が変更になる場合になりますので

注意してください。

朝学	10分授業	8:30~8:40
a限	30分授業	8:50~9:20
b限		9:30~10:00
c限		10:10~10:40
3限	50分授業	10:50~11:40
4限		11:50~12:40
昼休み		12:40~13:25
5限	50分授業	13:25~14:15
6限		14:25~15:15

2. 出欠の扱い 本校では、下表のような形で授業ごとに出欠を記録しています。

出欠の種類	適用範囲
出席	授業開始から終了まで、教室に滞在した場合
欠課	授業開始から終了まで、教室に不在の場合
遅刻	授業開始から、5分経過までに入室した場合→「出席」と同じ扱い
中抜け	授業開始から、5分以内に教室を退室し、再入室した場合→「出席」と同じ扱い
遅刻欠課	授業開始から、5分経過後に入室した場合→「欠課」と同じ扱い
中抜け欠課	授業開始から、5分経過後に教室を退室し、再入室した場合→「欠課」と同じ扱い
早退欠課	授業開始から、5分経過後に教室を退室し、授業終了まで戻らなかった場合→「欠課」と同じ扱い
忌引き	親族の死亡があった場合に認める。日数は、次の通り。 ・父母、子 7日 ・祖父母、兄弟姉妹 3日 ・伯叔父母、曾祖父母、甥姪 1日
出席停止	次のような理由で、校長が出席停止を命じた場合に認める。 ・校長が懲戒として出席停止を命じた場合 ・感染症(インフルエンザ等)に罹患した場合 ・非常災害のため、登校が困難な場合で校長が認めた場合 ・就職や進学のための試験を受ける場合 (他にも出席停止として扱うことがあります)

※ 上記のうち、とくに「欠課」となった回数が多くなると進級が危ぶまれたり、考査の点数に関係なく不合格になることもあります。ただし、「欠課」の扱いになっても、残りの授業をきちんと受けて、プリントやノートを書いたり、作業を行ったりすれば、平常点が加算され、成績に反映されます。

3. 授業を受ける態度について

- ① 予鈴のチャイム（原則として、授業開始3分前）が鳴ったら、教室に入り、授業を受ける準備をする。
- ② 次のような場合は、⑤の平常点の減点材料になります。
 - ・ 授業を欠席する。または、欠課の扱いになる。
 - ・ 授業中に寝ている。
 - ・ 隣の人等とおしゃべりをする。
 - ・ 授業に必要なものを忘れる。及び授業に必要なものを机の上に出す。 など
- ③ 先生の話の静かに聞く、ノートをとる、プリントを書く。
- ④ 実技、実習の授業では、積極的に授業に参加する。なお、体育での見学は成績自身の減点材料になります。
- ⑤ 提出物（ノート・作品製作等）はきちんと仕上げ、期限までに提出する。

→これらを加味して点数化したものを「平常点」といいます。

- ⑥ 1年次生は、毎日「朝学」の後、国語・数学・英語のモジュール授業が毎日あります。小学生中学年程度（英語は中学1年生）から中学3年生までの学び直しの授業で、2年になってから高校の授業内容にスムーズに入れるようにしています。欠席することのないよう取り組んでください。
- ⑦ エンパワメントスクールでは、「産業社会と人間」という普通科の高校ではない科目があります。この科目は、主に「答えがひとつと限らないような課題」に取り組み、グループ学習を通じて、「コミュニケーション能力を向上させる」といったことを目標としています。是非とも、積極的に取り組んでください。

定期考査で点数をとることが苦手な人でも、平常点をしっかりととることができれば、年次末には高評価を得ることができます。決して、あきらめることがないようにコツコツとがんばってください。

4. 定期考査について

- ① 年間5回の定期考査があります（5月、7月、10月、12月、2月）。
- ② 定期考査は30分間でおこないます。定期考査時の注意は、LHR等によく聞いておくこと。
- ③ 定期考査のときは、開始時刻に注意し、普段より早めに登校すること（JR阪和線は結構、遅れます。）。
- ④ 定期考査前には、必ず勉強すること。当日は、筆記用具や授業で指示されたものを忘れないこと。
筆記用具を忘れても、先生は絶対に貸しません。
- ⑤ 定期考査時は、携帯電話やスマートウォッチ等の電子機器を教室に持ち込むことはできません。考査が始まるまでにロッカーにしまっておいてください。万が一、教室に持ち込み、考査中に携帯電話の着信音が鳴ったり、マナーモードのバイブ音が聞こえた場合、生徒指導の対象となります。
- ⑥ 暑い時期のタオル等や寒い時期のひざ掛け、ネックウォーマー等の防寒具は、考査時間中に使用することはできません。
- ⑦ 考査中に次のような行為を行った場合、不正行為とみなし、当該考査は0点になり、懲戒処分になります。
 - ・ 他人の答案を書き写す、見る、見せる、交換するなどの行為
 - ・ 解答を不正に盗み見る行為
 - ・ 携帯電話等外部との連絡が可能な機器に触る行為
 - ・ 鉛筆、消しゴム、その他の物品を貸し借りする行為

- ・監督者の許可なく私語や会話を繰り返す行為
 - ・考査の途中退出（トイレ等許可のある場合を除く）
 - ・その他、考査を妨害し、監督者の指示に従わない行為
- ⑧ 次のような理由で、考査を欠席するあるいは、考査を受験するにあたって配慮を希望する場合、届け出をすることで配慮に応じることもあります。ただし、届け出はすべて保護者からの届け出に限ります。
- ・病気や事故で、考査を受験できないことがわかっている場合
 - ・当日、急な体調不良（高熱等）により、教室で受験することが困難な場合
 - ・身体的な事情で問題用紙を拡大したり、考査時間を延長してほしい場合 など

5. 成績と単位の修得

- ① 50分の授業を、1週間に1回、1年間学習したとき、その授業の単位数を「1単位」といいます。10分授業や30分授業の場合は、50分に換算します。
- (例) 基礎からの数学 30分×5÷50=3なので、3単位になります。
- ② 成績は、100点満点で評価します。考査の成績だけでなく、ノート提出などの平常点も加味されたものです。なお、**39点以下が欠点(不合格点)**となります。
- ③ 通知票は1年に5回配ります。そのうち、5月の成績は、5月考査の点数です。7月、10月、12月の成績は、それまでの考査の成績に平常点を加えた仮の成績です。**2月考査後に、最終の成績が決定し、このとき「1」の成績がつくと単位不認定になります。**
- ④ 原則として、**欠課時数が出席すべき時数(※)の3分の1を超えると、考査の点数に関係なく成績は「1」になります(単位不認定になります)。**
- (※) 1単位につき、35時間。目安として、1単位につき12時間の欠課があると欠課時数超過となります。
(停学などの出席停止があると、これより少なくなります。)
- ⑤ 最終の成績(2月考査後の年次末成績)は、1～5の5段階で評価します。

年次末評定	単位認定の状況	年次末評定	単位認定の状況
2・3・4・5	単位認定(合格)	1	単位不認定(不合格)

- ⑥ 最終の成績で単位不認定の科目が多い場合、2年次への進級が認められても、年度末に補講を受けなければならないこともあります。

6. 進級と卒業

- ① 単位不認定科目(欠点科目)がいくつかあると、2年次に進級できません。
- ② 卒業が認められる条件は、国(学習指導要領)の定めで、3年間を通じて74単位以上を修得し、かつ特別活動の成果がその目標に対して満足と認められることになっています。
- ※ 3年間で卒業するためには、1年間で、最低でも25単位以上の修得しなければならない計算になります。
(74単位÷3年間=24.66…→25単位が目安になります。)

単位の修得には、とにかく授業に出席し、参加することが大切です。

7. 追認制度

今年度、単位修得できなかった科目については、次年度の夏に、単位追認の期間を設けています。ただし、今年度、欠課時数超過になると、追認の機会是与えられません。

8. 選択科目

- ① 2年次で10単位、3年次で13単位分の科目を選択します。
- ② 2・3年次では、「セット科目」という形で選択し、3年次での「セット」の選択は、2年次のときに選択した「セットI」と同じ「セット」の「セットII」を選択しなければなりません。「セット」の変更は、認められません。
- ③ 「セット」等の選択・科目の選択は、「出席率」などで選考されます。

2年次・3年次で自分の希望する科目を学ぶためには、とにかく授業に出席、参加することが大切です。

- ④ 6月中旬には、2年次での選択科目についての「予備調査」を行います。
- ⑤ 10月には、「セット」や選択科目を決定しなければなりません。それまでに、自分の進路や適性、学んでみたい分野を考えておきましょう。

9. 最後に

高校というところは、義務教育ではありませんので、絶えず「自己責任」というものがついてきます。「自分のことは自分です」を心がけてください。また、本校は、大多数の人にとって、社会に出て行くための最終的な学習の場です。この高校生活3年間で社会で通用するような知識や常識等を身につけていくように、日々の生活を送るようにしてください。